総 務 委 員 会 資 料
令和 8 年 10 月 29 日開催

令和 8 年 10 月 7 日

以下のとおり懲戒処分等を行ったので公表する。

飯塚市長　　武　井　政　一

懲戒処分（当該職員）

被処分者の補職名	主任
性別	男性
処分内容	減給 10 分の 1　2 箇月
処分年月日	令和 8 年 10 月 7 日
処分理由及び根拠法規	女性職員に対する「セクシャル・ハラスメントに該当する身体的接触」を行ったもの 地方公務員法　第 29 条第 1 項第 1 号、第 3 号

【事案の概要等】

１．対象者
　　主任　男性

２．事案の概要
　上記職員は、女性職員に対してセクシャル・ハラスメントと認められる不適切な行為を行い、精神的苦痛を与えたものです。
　具体的には、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、抱きつき行為や手を握るなどの不必要な身体的接触が確認されており、それらの行為はセクシャル・ハラスメントに該当するため、令和 8 年 10 月 7 日付けで「減給 10 分の 1　2 箇月」の懲戒処分としたものです。

３．関係者の処分　なし

４．本件の公表にあたっては、被害者のプライバシー保護を最優先し、その心情等に配慮する必要があると判断いたしました。このため、被処分者の所属部局名や年代、具体的な行為の時期、内容、経緯、および管理監督責任に関する判断の詳細につきましては、非公表とさせていただきます。